

第98期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 業務の適正を確保するための体制
およびその運用状況の概要
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

タツタ電線株式会社

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.tatsuta.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

1 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社の会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに規定する体制(内部統制システム)の整備についての決議の内容は、次のとおりです。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社の取締役および従業員（嘱託員、臨時員等を含む）は、職務の執行に当たり、関連法令ならびに当社定款、企業行動規範、コンプライアンスガイドラインおよび個別の社内規程等を遵守する。
 - イ. 内部監査組織である監査部は、内部監査規程および監査計画に基づき、会計監査人、監査等委員会との緊密な連携を保ちつつ、取締役および従業員の法令・定款遵守状況を含む各監査を実施し、その結果を代表取締役および監査等委員会に報告するとともに、改善事項がある場合には当該部門に指示する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る稟議書、議事録等の文書その他の情報については、法令および文書取扱規程等に従い、適切に作成、保存および管理（廃棄を含む。）を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視および全社的対応はリスク管理委員会および経営企画部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、半期毎の予算を決定し、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - イ. 各部門を担当する取締役は、予算および中期経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策および権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - ウ. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）ならびに指名された執行役員等で構成する経営役員会を原則として月1回開催し、業務遂行に関わる重要案件の審議、報告、連絡、調整等を行う。監査等委員である取締役および社外取締役は、経営役員会に出席し、意見を述べるができる。
 - エ. 各部門を担当する執行役員は、月次の業績および半期の収支見通しを毎月取締役会に報告する。
 - オ. 取締役会は、この報告をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、業務の効率化を実

現する。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 内部統制システムは、子会社を含めた「タツタ電線グループ」として厳正に構築・運用するものとし、内部統制委員会がその構築・運用状況の確認・総括に当たる。
 - イ. 原則として経営企画部および関連各部室が子会社を所管し、子会社の一定の事項については、当社の経営役員会または取締役会において承認する。
 - ウ. 子会社の取締役を兼務する取締役または子会社を所管する取締役が、子会社の月次の業績および半期の収支見通しを毎月取締役会に報告する。
 - エ. 当社の監査部は、子会社の業務の適正を確保するための監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- 総務人事部及び監査部に、監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務執行を支援するためのスタッフを配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ⑦ 前項の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査部は、監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、監査等委員会に報告する。監査等委員会は、監査部の人事異動について事前に報告を受け、必要がある場合は人事異動の変更を申し入れることができる。
- ⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 取締役は、職務の執行状況を定期的に監査等委員会に報告するとともに、法令、定款違反またはそのおそれが生じたときは速やかに監査等委員会に報告する。
 - イ. 従業員は、監査等委員会の求めにより往査に応じるとともに、法令・定款違反またはそのおそれが生じたときは速やかに上司を通じて監査等委員会に報告する。
 - ウ. グループ会社の取締役および使用人は、「タツタ電線グループ グループ運営規程」に従って、監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
 - エ. 総務人事部は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告するものとする。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行わない旨を「タツタ電線グループ ヘルプライン運営規程」に定め、その旨を周知し適切に運用することを含め、前項により監査等委員会に報告した者に対して当該報告を理由としたいかなる不利益な取扱いも行わない。監査等委員会は、このために必要がある場合は、人事異動等の変更を申し入れることができるものとする。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員からその他の費用の請求があった場合には会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査等委員が取締役会、経営役員会への出席等を通じて取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人、監査部との緊密な連携を保ち、かつ、会計監査人の監査を活用し、効率的な監査が実施できるよう適切かつ必要な環境整備を行う。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

当社は、当社グループの内部統制システムの運用状況について、内部統制委員会においてモニタリングを実施し、その結果を2022年5月13日開催の取締役会に報告しております。

(1) グループ内部統制

- ① 当社社長を委員長とし、本社各部室管掌役員、各事業本部長等から構成される内部統制委員会を今年度2回開催し、グループ内部統制システムの構築、運用状況の確認を行っております。同委員会の活動状況およびその結果については、当社経営役員会および取締役会に報告されております。
- ② 当社事業本部、各子会社等を管掌する当社役員は、その管掌部署および子会社等の内部統制の整備、運用の状況等について、適宜当社経営役員会および取締役会に報告しております。

(2) コンプライアンス

- ① 当社社長を委員長とし、本社各部室管掌役員、各事業本部長等から構成されるコンプライアンス委員会を今年度2回開催し、当社およびグループ各社におけるコンプライアンスの状況等の確認および徹底を図っております。同委員会の活動状況およびその結果については、当社経営役員会および取締役会に報告されております。
- ② コンプライアンスへの理解を深めるため「コンプライアンスガイドライン」を制定し、周知をしております。
- ③ 公益通報者保護法改正に伴い、通報者を保護する体制整備を更に進めるため「タツタ電線グループ ヘルプライン運営規程」を改正し、通報を理由とする不利益な取扱いの防止を徹底するとともに、役員および従業員に周知をしております。
- ④ コンプライアンス教育について、労務管理、ハラスメント、安全管理等をテーマ

に、当社グループ役員および従業員を対象とした外部専門家による研修会等を継続しております。その他、階層別、新任時等、教育計画に基づく研修等を適宜実施しております。

(3) リスク管理

- ① 当社社長を委員長とし、本社各部室管掌役員、各事業本部長等から構成されるリスク管理委員会を今年度2回開催し、当社およびグループ各社における組織横断的リスク状況の分析・監視を行っております。同委員会の活動状況およびその結果については、当社経営役員会および取締役会に報告されております。
- ② 当社は、「タツタ電線グループ 情報セキュリティポリシー」を定め、情報セキュリティマネジメントシステムを構築しております。サイバーセキュリティに関しては、電子情報を常時監視するとともに、インシデント発生時の対応体制を整備・運用しております。
- ③ 「危機・緊急事態対応規程」に基づき、新型コロナウイルスのリスクに対応するため「感染症対策基本方針」と「感染症防止対策行動計画」を手順として定め、従業員の感染防止と事業の継続に万全を期しております。また、大規模地震等が発生した場合に備え、国内各拠点単位で「地震初動対応マニュアル」を策定し、訓練を実施しております。
- ④ 機能性フィルム事業においては、2016年7月にISO22301の認証を取得した事業継続マネジメントシステム（BCMS）を構築し運用しております。今年度も引き続き、訓練を通じて、実運用での課題確認および改善を図っております。

(4) 内部監査等

- ① 監査部は毎期の監査方針および監査実施計画を策定し、概ね2年サイクルで当社各部署および国内外の子会社等の監査を実施するとともに、監査等委員会監査および監査法人監査と連携し、三様監査の推進を図っております。また、月1回、内部監査の実施状況およびその結果を代表取締役社長および監査等委員会に対して、報告しております。
- ② 取締役は、監査等委員である取締役が取締役会、経営役員会への出席等を通じて取締役の職務執行を適切に監査できるよう、また、会計監査人、監査部との緊密な連携を保ちつつ、かつ、会計監査人の監査を活用し、効率的な監査が実施できるよう、必要な環境整備を行っております。
- ③ 監査等委員である取締役は、内部統制委員会、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会に出席し、必要に応じて意見を述べております。また、取締役会および経営役員会に出席し、これら委員会からの報告を受けるとともに、必要に応じて取締役、従業員にヒアリングすること等により、内部統制システムの構築・運用状況の確認を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,676	4,516	37,717	△2,458	46,452
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,112		△1,112
親会社株主に帰属する当期純利益			2,330		2,330
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,218	△0	1,218
当 期 末 残 高	6,676	4,516	38,936	△2,458	47,670

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 ツ 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計	
当 期 首 残 高	212	414	△62	△114	449	46,901
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△1,112
親会社株主に帰属する当期純利益						2,330
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4	△182	△0	228	50	50
当 期 変 動 額 合 計	4	△182	△0	228	50	1,268
当 期 末 残 高	216	232	△63	113	499	48,169

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 6社 中国電線工業株式会社
タツタ立井電線株式会社
株式会社タツタ環境分析センター
タツタ ウェルフェアサービス株式会社
常州拓自達恰依納電線有限公司
TATSUTA ELECTRONIC MATERIALS MALAYSIA SDN. BHD.

非連結子会社数 2社

非連結子会社2社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の数 2社

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、常州拓自達恰依納電線有限公司及びTATSUTA ELECTRONIC MATERIALS MALAYSIA SDN. BHD.の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法
式等以外のものにより処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。

市場価格のない株… 移動平均法による原価法。
式等

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によって
おります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産… 定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設
備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び
構築物については定額法。

② 無形固定資産… ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用可能期
間（5年）に基づく定額法。それ以外の無形固定資産については定
額法。

(3) 重要な引当金の計上基準

・ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸
倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して
おります。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

商品先物取引 原材料

③ ヘッジ方針

商品先物取引は、社内規程に基づき、原材料の価格変動リスクを回避するために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(8) 連結納税制度の適用…連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、加工契約取引に係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（加工）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、販売手数料等の特定顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,039百万円減少し、売上原価は3,009百万円減少し、売上総利益が29百万円減少し、販売費及び一般管理費は29百万円減少しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

当連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他事業 (注)	合計
	電線・ ケーブル事業	電子材料事業	計		
日本	39,428	1,822	41,251	2,112	43,363
中国	935	8,943	9,879	98	9,977
韓国	8	3,344	3,352	2	3,354
その他アジア	23	3,077	3,100	0	3,101
その他	4	59	64	0	64
顧客との契約から生じる 収益	40,400	17,247	57,648	2,213	59,861
外部顧客への売上高	40,400	17,247	57,648	2,213	59,861

(注)「その他事業」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、センサー&メ
ディカル事業、環境分析事業を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

当社グループは、電線ケーブル事業や電子材料事業、その他事業において財又はサービスの提供を行っており、完成した財又はサービスを顧客に供給することを履行義務としております。原則として財又はサービスの納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定について、加工契約取引に係る収益について、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。また、販売手数料等の特定顧客に支払われる対価を控除した金額で収益を認識しております。

これらの履行義務に値する対価は、履行義務を充足後おおむね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループにおいては、契約資産および契約負債の残高が存在しておりません。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に記載した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度に計上した金額

繰延税金資産（純額）1,029百万円（繰延税金負債と相殺前の金額 1,550百万円）

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。近い将来の経営環境については翌連結会計年度予算および中期経営計画を基礎として検討しております。

新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の感染拡大懸念等もあり先行き不透明な状況にあるものの、経済活動は段階的な再開・回復傾向が続くものと見込んでおります。その他、近い将来の経営環境への著しい変化は見込んでおりません。

翌連結会計年度の予算および中期経営計画には見積りの不確実性があること、新型コロナウイルス感染症の影響もなお予断を許さない状況であることから、課税所得の額が変動することに伴い、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

連結貸借対照表に関する注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

有形固定資産の減価償却累計額 35,400百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 70,156,394株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月25日 取締役会	普通株式	556百万円	9円	2021年3月31日	2021年5月31日
2021年10月26日 取締役会	普通株式	556百万円	9円	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	556百万円	9円	2022年3月31日	2022年5月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等や安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するため利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの資金運用規程に従い、運用規則を定め、半期毎に余資運用の方針の承認を得るとともに計画と実績を報告しております。短期貸付金は、余資運用の一環として実施しているものであり、貸付先の信用リスクを考慮し、安全性と収益性との均衡を図っております。貸付先については信用状況を定期的に把握する体制としています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に係る資金調達です。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

デリバティブ取引は、原材料に係る価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品先物取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. (7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関及び商社とのみ取引を行っております。

(3) 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち、43.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれていません。

	連結貸借対照表 計上額(※2) (百万円)	時価(※2) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	625	625	—
(2) 長期借入金	(900)	(902)	2
(3) デリバティブ取引(※3)	334	334	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期貸付金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額215百万円)は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他証券	625	—	—	625
デリバティブ取引	—	334	—	334
資産計	625	334	—	960

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(902)	—	(902)
負債計	—	(902)	—	(902)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて時価を算定しております。上場株式は活発な市場で取引されており、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先商社等から提示された価格等に基づき時価を算定しております。観察可能なインプットである先物価格および為替レートを用いて、当該価格が会計基準に従って算定されたものであると判断しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 779円68銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円72銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	6,676	1,076	3,429	883	34,587	△2,458	44,194
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△1,112		△1,112
当 期 純 利 益					1,995		1,995
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	883	△0	883
当 期 末 残 高	6,676	1,076	3,429	883	35,471	△2,458	45,077

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	146	414	560	44,754
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,112
当 期 純 利 益				1,995
自 己 株 式 の 取 得				△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△4	△182	△186	△186
当 期 変 動 額 合 計	△4	△182	△186	697
当 期 末 残 高	141	232	374	45,451

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式…移動平均法による原価法。

(2) その他有価証券

①市場価格のない…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産株式等以外のもの直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

②市場価格のない…移動平均法による原価法。
株式等

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産…定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。

(2)無形固定資産…ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については定額法。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金…売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

7. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

商品先物取引 原材料

(3) ヘッジ方針

商品先物取引は、社内規程に基づき、原材料の価格変動リスクを回避するために行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

9. 連結納税制度の適用

当社を親法人、子会社4社を子法人とする連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、加工契約取引に係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（加工）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、販売手数料等の特定顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は3,039百万円減少し、売上原価は3,009百万円減少し、売上総利益が29百万円減少し、販売費及び一般管理費は29百万円減少しております。営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度に係る計算書類に与える影響はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度に計上した金額

繰延税金資産（純額）892百万円（繰延税金負債と相殺前の金額 1,372百万円）

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産の減価償却累計額		28,630百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	短期	1,613百万円
関係会社に対する金銭債務	短期	338百万円
	長期	1百万円

損益計算書に関する注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

関係会社との取引高	売上高	1,536百万円
	営業費用	237百万円
	営業取引以外の取引高	76百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	8,375,147株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
未払賞与	163
退職給付引当金	842
貸倒引当金	57
ゴルフ会員権評価損	11
事業税	27
減損損失	75
資産除去債務	18
子会社株式評価損	389
その他	270
繰延税金資産小計	1,857
評価性引当額	△485
繰延税金資産合計	1,372
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△129
退職給付信託設定益	△200
その他有価証券評価差額金	△47
その他	△102
繰延税金負債合計	△480
繰延税金資産の純額	892

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	タツタ立井電線(株)	兵庫県加東市	50	電線・ケーブルの生産、販売	100	資金貸借 役員の兼任	資金貸借	1,178	貸付金	1,256
							受取利息	7	未収利息	1
子会社	常州拓自达恰依納電線有限公司	中国江蘇省常州市	1,500	電線・ケーブルの生産、販売	100	資金貸借 役員の兼任	資金貸借	592	貸付金	600
							受取利息	4	未収利息	3

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の子会社	パンパンフィック・カップ(株)	東京都港区	5,000	電気銅・硫酸、貴金属等の生産、販売	—	原料銅等の仕入	原料仕入	18,567	前渡金	—
									買掛金	29
その他の関係会社の子会社	ENEOSファイナンス(株)	東京都千代田区	400	貸金業	—	資金運用	貸付金	9,008	貸付金	5,674
							受取利息	6		

- (注) 1. 貸付金の利率については、貸付時の市場金利を参考にして交渉の上、決定しております。
2. 原料銅等の購入については各社から提示された価格により、通常行われている価格を参考にして交渉の上、決定しております。
3. 上記期末残高には消費税等が含まれております。
(タツタ立井電線(株)、常州拓自达恰依納電線有限公司およびENEOSファイナンス(株)の期末残高を除く)
4. 資金貸借および貸付金の取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 735円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円31銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。